

一般就労している障害者の方が日中活動サービスを利用する場合の取扱いについて

○障害福祉サービスに係る国Q&A（h19.12.19）

問8 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することができるか。

（答）

1. 基本的に、障害福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されている。
2. しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に日中活動サービスを利用する必要性がある場合も考えることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととする。
 - ① 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合
 - ② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合
3. この件については、特に日中活動サービスを受ける必要のない者もいると考えられることから、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

（1）対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型
 ※就労移行支援については（5）その他のエを参照。

（2）対象者の要件

① 要件

次のア及びイの要件を満たす場合

ア 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

イ 当該利用者が日中活動系サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

② 「市町村が認めた場合」

上記①イの「市町村が認めた場合」とは、具体的には、次のア及びイともに満たす場合とする。

ア 一般就労先の勤務時間（休憩時間除く）が、AもしくはBの場合

A 週20時間未満の場合

B 週20時間以上30時間未満で、週4日以内の勤務日数の場合

イ 施設の利用時間が1回あたり3時間以上の利用が可能な場合

なお、この取扱いについては、指定特定相談支援事業所より区役所等へ「一般就労している者の日中活動系サービス利用予定にかかる報告書」を提出することにより、支給決定を行うものとする。セルフプランの場合は、日中活動系サービス事業所より報告書を提出。

（3）支給量の決定

① 支給量

上記（3）条件のA及びBにより下記のとおり設定する。

Aの場合…週5日までの利用が可能（月あたり「月の日数－8日」）

Bの場合…週あたり「5日から勤務日を控除した日数」の利用が可能

② 具体例

ア 月～金の週 5 日、3 時間（9 時～12 時）の勤務の場合（週 15 時間）

…《A の場合》に該当

⇒月～金の午後 1 時～4 時 30 分の利用など、最大週 5 日の利用が可能。

イ 月～水の週 3 日、1 日あたり 7 時間 30 分（9 時から 17 時 30 分、休憩 1 時間）の勤務の場合（週 22 時間 30 分）…《B の場合》に該当

⇒木・金の利用など、最大週 2 日の利用が可能。なお、土曜開所している場合において木・金・土の週 3 日利用できる場合においても、週あたり「5 日－勤務日（この場合 3 日）を控除した日数」のため、週 2 日までの利用に限られる。

ウ 土・日・火の週 3 日、1 日あたり 4 時間（9 時～13 時）の勤務の場合（週 12 時間）、なお、施設の開所日は月～金…《A の場合》に該当

⇒月、水、木、金の週 4 日までの利用可能。

エ 土・日・火の週 3 日、1 日あたり 7 時間（9 時～17 時、休憩 1 時間）の勤務の場合（週 21 時間）、なお、施設の開所日は月～金。…《B の場合》に該当

⇒A の場合に近いが、B の場合に該当し、週あたり「5 日－勤務日（この場合 3 日）を控除した日数」のため、月、水、木、金の 4 日のうち、週 2 日までの利用可能。

（4）支給期間

支給期間は、原則「1 年」とする。

（5）その他

ア 自立訓練等標準利用期間が設定されているサービスについては、一般就労している利用者が日中活動サービスを利用することをもって、標準利用期間を超える更新をすることはできないこと。

イ 事業所において一般就労している利用者を受け入れる場合は、一般就労のアフターフォローや余暇的な利用だけでなく、訓練目的等をもって個別支援計画に基づく支援を実施すること。

ウ 就労継続支援 A 型事業所で雇用契約を締結する利用者については、一般就労先の勤務時間とあわせ週 40 時間を越えないよう留意すること。

エ 以下の場合、一般就労している者でも就労移行支援の利用可。

- ・トライアル雇用中（国通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」による）
- ・休職期間中（詳細は、平成 31 年 3 月 1 日付本市通知「平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A（平成 29 年 3 月 30 日）の取扱いについて（通知）」参照）
- ・一般就労へ移行した際に、区役所等が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援について支給決定を行った場合（詳細は、令和 2 年 1 月 29 日付本市通知「就労移行支援の適正な実施について（通知）」参照）